

プロジェクト	IFRS 解釈指針委員会
項目	【審議事項】IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」 経営者が定義した業績指標-仮想の収益及び費用

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「経営者が定義した業績指標-仮想の収益及び費用（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』（以下『IFRS 第 18 号』という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、ASBJ 事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要

要望書の背景及び概要

2. 仮想の収益及び費用を含んだ業績指標が IFRS 第 18 号を適用して経営者が定義した業績指標（以下「MPM」という。）の定義を満たすかを質問した要望書を受け取った（AP2 第 1 項）。

（適用される要求事項）

3. IFRS 第 18 号第 117 項において、MPM は次のとおり定義されている（AP2 第 5 項）。

経営者が定義した業績指標とは、収益及び費用の小計のうち以下に該当するものである（B113 項から B122 項参照）。

- (a) 企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用している。
- (b) 企業が企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝える。かつ、
- (c) 第 118 項に列挙されておらず、IFRS 会計基準書によって表示又は開示が具体的に要求されていない。

4. IFRS 第 18 号第 119 項は、企業が財務報告の外で一般とのコミュニケーションにおいて使用する収益及び費用の小計は、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方

を財務諸表利用者（以下「利用者」という。）に伝えるという反証可能な推定を要求している（AP2 第 6 項）。

5. IFRS 第 18 号に付属する結論の根拠（以下「結論の根拠」という。）の BC357 項から BC361 項には、MPM に関連した要求事項を開発した際の IASB の検討事項のうち、要望書で質問された疑問に関連する記載がある（AP2 第 7 項）。

（要望書の概要）

6. 要望書は、仮想の収益及び費用を含む業績指標が IFRS 第 18 号の MPM の定義を満たし得るかどうかを質問している。要望書では、「仮想の収益及び費用」という語句を、財務業績の計算書にこれまで認識されておらず、今後も認識されることのない収益及び費用を指すために使用している。（AP2 第 8 項）
7. 要望書は、仮想の収益及び費用を含む業績指標の 3 つの例を示している（AP2 第 9 項）。

- (1) 設例 1 回収不能な不動産費用（サービス料や地代など）を控除後の年換算した賃料収益

この指標は、報告期間の最終月に IFRS 第 16 号「リース」を適用して算定した賃料収益に 12 を乗じて年換算した賃料収益を計算する（当期に認識した賃料収益とは異なる。）。

- (2) 設例 2 重大な危機の影響を除外した純利益

この指標は、IFRS 会計基準を適用して計算した純利益を調整して、認識されていた一部の費用を除去し、認識されていなかった見積収益及び費用を含める。

- (3) 設例 3 企業結合が報告期間の期首に発生したかのように算定した報告期間の売上総利益（以下「プロフォーマ売上総利益」という。）

プロフォーマ売上総利益は、IFRS 会計基準に従って認識及び測定された結合された企業の収益及び売上原価を企業結合が報告期間の期首に発生したかのように調整したもので構成される。

8. 要望書の提出者が質問している MPM の定義の要素は、仮想の収益及び費用を含む業績指標が次に該当するかどうかである（AP2 第 10 項）。

- (1) 「収益及び費用の小計」

- (2) 「企業の財務業績の一側面」の忠実な表現（すなわち、IFRS 第 18 号第 119 項における仮定（企業全体の業績の一側面についての経営者の見方の伝達）を反証していない

にもかかわらず、業績指標が経営者の見方とは独立に「企業の業績の一側面」を反映しているかを評価する必要性)

9. 要望書に記述された業績指標は、MPM であるための IFRS 第 18 号第 117 項における他のすべての要件を満たすと仮定する (AP2 第 11 項)。

10. 要望書は 4 つの見解を示している (AP2 第 12 項)。

(1) 見解 A 要望書に記述された業績指標は MPM の定義を満たさない。

なぜなら、当該業績指標は「収益及び費用の小計」ではないからである。仮定の収益及び費用は発生しなかったか又は発生しないものであり、「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という。)の 4.68 項から 4.69 項における収益又は費用の定義を満たさない。

(2) 見解 B 業績指標は「収益及び費用の小計」であるが、MPM の定義を満たさない。

なぜなら、当該業績指標は「企業の財務業績の一側面」を忠実に表現できないからである。このような業績指標は、発生しなかったか又は発生しない事象又は取引を反映する。

(3) 見解 C 業績指標は「収益及び費用の小計」であり、それらが「企業の財務業績の一側面」を忠実に表現する場合にのみ MPM の定義を満たす。

(4) 見解 D 業績指標は、MPM の定義を満たす。

なぜなら、当該業績指標は「収益及び費用の小計」であるからである。IFRS 第 18 号は、指標が企業全体の業績の一側面についての経営者の見方を伝えることのみを要求しており、当該指標が企業の業績の一側面を忠実に表現することは要求していない。

IASB スタッフによる分析及び提案

11. IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」(「ハンドブック」)の 5.19 項は、委員会が基準設定プロジェクトの必要性を次の点に基づいて評価している (AP2 第 14 項)。

(1) 当該事項は広がりのある影響を有しているかどうか。すなわち、次の点を満たすか。

① 当該状況又は取引は、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるか。

② IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるか。

- (2) 財務報告を改善するために、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要か（すなわち、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない）。
- (3) 当該事項が現行の IFRS 会計基準及び「概念フレームワーク」の枠内で効率的に解決できるか。
- (4) 当該事項の範囲が、IASB 又は委員会が効率的な方法で扱うことができる程度に十分に狭いが、IASB 又は委員会及び利害関係者が IFRS 会計基準書を変更するために要するデュー・プロセスを実施することがコストに見合う効果がないほど狭くはないか。

(5.19 項(a)の評価)

- 12. 利害関係者に送付する情報要請の目的は、要望書が「ハンドブック」の 5.19 項(a)の要件を満たすか（要望書に示された事項に広がりのある影響の有無）を理解することであり、IASB スタッフは次のことを考慮したとしている（AP2 第 15 項）。
 - (1) 提出された取引又は事実パターンは一般性があるか、又は一般性があると見込まれるか。
 - (2) 取引又は事実パターンへの IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるか。
- 13. IASB スタッフは、次の理由で要望書に関する情報要請を送付しなかったとしている（AP2 第 16 項）。
 - (1) 大多数の企業は IFRS 第 18 号を適用する過程にあるが、まだ適用していない。したがって、利害関係者は適用される要求事項の適用の多様性の存在についてコメントできない。
 - (2) 要望書の提出者は次のように述べている。
 - ① 業績指標は多くの法域で企業により広く使用されている。
 - ② 企業が IFRS 第 18 号の導入プロジェクトを通じて作業するにつれて、要望書で提起された事項に関して要求事項が不明確であると結論を下していることを承知している。
 - (3) IASB スタッフは、一部の利害関係者（例えば、会計事務所及び作成者を含む）と非

公式の対話を行い、本項(2)について、それらの利害関係者が要望書の提出者が提起したのと同じ疑問に関して適用される要求事項について異なる理解をしていることが確認されたとしている。

14. IASB スタッフの考えでは、次の理由から、収集された証拠はこの事項が広がりのある影響を有している可能性があることを示している（AP2 第 17 項）。

- (1) 財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて企業が使用している業績指標は一般的であり、そうした指標には仮想の収益及び費用が含まれる可能性がある。
- (2) 適用される要求事項についての理解の相違により、IFRS 第 18 号の発効後に当該要求事項の適用に多様性が生じる可能性がある。質問の結果は、当該業績指標が IFRS 第 18 号を適用した MPM であるかどうか、したがって、IFRS 第 18 号における MPM についての開示要求が適用されるかどうかに影響を与える。

15. IASB スタッフは、「ハンドブック」の 5.19 項(a)に示されている要件は、本件に関しては満たされており、提出された質問の分析を進めたとしている（AP2 第 18 項）。

(5.19 項(b)の評価)

収益及び費用の小計

16. 要望書の提出者は、仮想の収益及び費用を含む業績指標は IFRS 第 18 号第 117 項で要求されている収益及び費用の小計なのかどうかを質問している（AP2 第 20 項）。
17. IFRS 第 18 号第 117 項における MPM の定義は、「収益及び費用の小計」に言及している。IFRS 第 18 号は、「収益及び費用の小計」を定義しておらず、MPM を測定するにあたりどのような収益及び費用を考慮すべきかに関する制限も定めていない。MPM の定義は、小計における収益及び費用を特定の種類の収益及び費用（例えば、財務諸表で認識されているもの）のみに限定していない。（AP2 第 21 項）
18. 結論の根拠の BC357 項は、経営者が定義した業績指標である収益及び費用の小計を企業が計算する方法に具体的な制限を設けないとする IASB の決定を説明している。IASB は、そのような制限は財務諸表利用者が有用と考える指標を企業が開示することを妨げる可能性があるとして結論を下した。（AP2 第 22 項）
19. IASB スタッフは、IFRS 第 18 号は「収益」及び「費用」を「概念フレームワーク」と同じ方法で使用しているとしている。「概念フレームワーク」は、財務諸表の構成要素（すなわち、資産、負債、持分、収益及び費用）を、それらの要素の認識及び測定の要否並びに

その方法を議論するよりも前に要素を定義している。IASB スタッフは、IFRS 会計基準に従って認識又は測定されない場合であっても、項目が収益又は費用の項目となる可能性があるとしている。(AP2 第 23 項)

20. さらに、IFRS 第 18 号の B134 項(b)は、MPM の計算が「IFRS 会計基準で要求又は許容されている会計方針と異なる」場合、MPM に固有の情報を提供することを企業に要求している。IASB スタッフは、要望書が、IFRS 第 18 号の B134 項(b)の文言を「実際の収益及び費用（異なる会計方針を適用して計算）」を含む業績指標が MPM である理由の 1 つとして認めているとしている。IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の B134 項(b)が異なる会計方針に言及していることに留意した。会計方針には、認識に関連する会計方針及び認識された金額に適用された測定基礎が含まれる。(AP2 第 24 項)
21. IASB スタッフは、上の分析に基づいて、仮想の収益及び費用を含む業績指標は収益及び費用の小計であると考えており、見解 A に同意しないとしている (AP2 第 20 項)。

忠実な表現

22. 要望書の提出者は、仮想の収益及び費用を含む業績指標が「企業の財務業績の一側面」を忠実に表現する必要があるかを質問している。一部の人々は、結論の根拠の BC358 項(a)により、業績指標が企業全体の財務業績の一側面を忠実に表現しているかを経営者の見方とは独立に評価することを企業に要求していることを示唆すると読んでいると要望書は述べている。(AP2 第 26 項)
23. 結論の根拠の BC358 項から BC361 項は、MPM の文脈での忠実な表現に関する IASB の考慮事項を論じている (AP2 第 27 項)。
24. 「概念フレームワーク」の 2.12 項は、忠実な表現の概念を「有用であるためには、財務情報は、関連性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象の実質を忠実に表現しなければならない」と説明している (AP2 第 28 項)。
25. したがって、IASB スタッフは、忠実な表現の概念は、基礎となる現象ではなく財務情報に適用されるとして、忠実な表現を評価するにあたり、企業は、財務諸表に開示されている情報が表現しようとしているものを忠実に表現しているかを考慮するとしている (AP2 第 29 項)。
26. MPM についての開示要求の目的は、IFRS 第 18 号第 121 項で次のように説明されている (AP2 第 30 項)。

経営者が定義した業績指標についての開示の目的は、財務諸表利用者が次のことを理解するのに役立てるための情報を企業が提供することである。

- (a) 経営者の見解において、経営者が定義した業績指標が伝える財務業績の一側面
- (b) 経営者が定義した業績指標は、IFRS 会計基準で定義されている指標と比較してどのようなものであるのか

27. IFRS 第 18 号における MPM の要求事項の目的は、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方に関する情報を開示することである。IASB スタッフは、言い換えると、「企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方」が IFRS 第 18 号における MPM に関連した要求事項が忠実に表現するように設計されている現象であるとしている。
28. IASB スタッフは、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を提供する業績指標の必要性は、IFRS 第 18 号第 119 項における反証可能な推定の基礎でもあるため、業績指標が MPM の定義を満たすか評価するにあたり、企業は、業績指標に関して開示される情報が企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を忠実に表現するかどうかを考慮している。IASB スタッフは、企業は、業績指標が企業全体の財務業績の一側面を忠実に表現するかどうかを経営者の見方とは独立には考慮しないとしている。（AP2 第 31 項）
29. IASB スタッフは、結論の根拠の BC360 項は、企業は、忠実な表現を評価する際に、ある指標が業績の当該側面の良い表現なのか悪い表現なのかを評価することを要求されないという追加の証拠を提供しているとしている（AP2 第 32 項）。
30. 本資料第 22 項から前項における分析の結果として、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号第 117 項(b)の要求で使用されているように、「企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方」という語句は 1 つの要求として読むべきであると考えている。すなわち、開示される情報は、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を忠実に表現する必要があるとしている。（AP2 第 33 項）
31. IASB スタッフは、実施した分析に基づいて、見解 B 及び C は IFRS 第 18 号第 117 項(b)の要求事項の合理的な読み方ではないとしている。見解 B 及び見解 C が「企業の財務業績の一側面」という語句を「経営者の見方」という意図した文脈の外で扱っているからである。（AP2 第 34 項）
32. IASB スタッフは、実施した分析に基づいて、仮定の収益及び費用を含む業績指標は、表現しようとしているもの、すなわち、「企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方」を忠実に表現する場合、MPM の定義を満たす可能性があるとしている（AP2 第 35

項)。

要求事項の適用に関する結論

33. 本資料第 20 項から前項に示した理由で、IASB スタッフは、仮想の収益及び費用を含む業績指標は、要望書に記述されているように MPM の定義を満たし得ると考えている。それらは収益及び費用の小計であり、表現しようとしているもの（すなわち、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方）を忠実に表現できるからである。IASB スタッフは、当該指標が IFRS 第 18 号における関連性のある要件のすべてを満たすと仮定すると、企業は当該業績指標に関する情報を財務諸表において開示することになるとしている。（AP2 第 36 項）

5.19 項(b)の要件は満たされるか

34. 「ハンドブック」の第 5.19 項(b)は、財務報告を改善するために IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更することが必要か(すなわち、IFRS 会計基準の諸原則及び要求事項が、要求される会計処理を企業が決定するための適切な基礎を提供していないか) を評価することを委員会に要求している（AP2 第 37 項）。
35. 本資料第 16 項から第 33 項の分析に基づいて、IASB スタッフは、IFRS 第 18 号の諸原則及び要求事項が、仮想の収益及び費用を含む業績指標が MPM の定義を満たすかどうかを評価するための適切な基礎を提供していると考えている（AP2 第 38 項）。
36. したがって、IASB スタッフは、「ハンドブック」の 5.19 項(b)の要件は満たされないと結論を下し、「ハンドブック」の 5.22 項に従って、基準設定プロジェクトは提出された質問に対処するために必要ないとしている（AP2 第 39 項）。

IASB スタッフの結論及び提案

37. IASB スタッフは、「ハンドブック」の 5.19 項の要件の評価に基づいて（第 18 項及び第 39 項で要約）委員会が、「ハンドブック」の 8.2 項に従って、仮想の収益及び費用を含む業績指標が MPM の定義を満たすのか企業が判断する方法を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを提案している。IASB スタッフは、説明的資料を含めた提案しているアジェンダ決定（案）は、IFRS 会計基準の要求事項を追加又は変更するものではないと考えている。（AP2 第 40 項及び第 41 項）

III. 2026 年 6 月の IFRS-IC 会議の概要

38. IASB スタッフの要求事項の適用に関する分析及び提案について、出席した 14 名の委員のうち、11 名が賛成した。また、IASB スタッフの基準設定プロジェクトを設定する必要はないとする結論について、出席した 14 名の委員のうち、13 名が賛成した。

39. 委員からの反対意見として、主に次の意見が聞かれた。

(1) 要求事項の解釈及び結論には同意するものの、ある指標が、存在したことのない代替的なシナリオに基づく仮想の数値である場合、監査を行うことは不可能であり、誤解を招く可能性がある。これらを MPM とすることで、経営者による偏った数値を認めることになる懸念がある。

(2) 経営者の説明が、「もしコロナ禍がなければ、このような結果であったはずである。」というものである場合、実際にどうなったかは誰にも分からないため、事実を忠実に表現することはできないと考えている。このため、見解 C(「企業の財務業績の一側面」を忠実に表現する場合にのみ MPM の定義を満たす。)に近い考えを持っている。

(3) 現在の基準の文言では、見解 C に到達するのは非常に難しいという点に同意する。しかし、仮想的過ぎる指標を MPM から除外すべきであると考えている。

(4) MPM の趣旨は、MPM を監査可能なものとするににあったが、アジェンダ決定（案）の結論では監査可能性が失われてしまうため、仮想的な指標を MPM として認めるべきではなく、同意できない。

40. IASB 理事からは、主に次の意見が聞かれた。

(1) 基準開発時の審議において、仮想の数値について議論した際に、仮想の数値の使用が MPM である小計の要件を満たさなくなるべきではないと考えていた。

(2) MPM については、当該指標について透明性のある情報を提供するために、当該指標に関する説明が記述され財務諸表の数値に調整できることが重要であると考えている。

(3) 合計又は小計への調整表における調整項目の計算方法についても開示を要求しており、MPM に対する開示要求によって、懸念に対応できると考えている。

41. アジェンダ決定（案）のドラフトについては、主に、次のコメントがあったため、修正の検討を行うこととなった。

(1) MPM の例を含めないように、結論から「as described in the request」という文言を

削除する。

(2) IFRS 第 18 号第 121 項(b)及び B134 項の開示要求を参照する。

42. 前項に示された更新を行うことを前提として、出席した 14 名の委員のうち、13 名の賛成によりアジェンダ決定（案）が公表されることとなった。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

43. AP の付録 A に掲載されている暫定的なアジェンダ決定（案）は次のとおりである。

経営者が定義した業績指標－仮想の収益及び費用（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）

IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の第 117 項は、経営者が定義した業績指標の定義を含んでおり、「経営者が定義した業績指標とは、収益及び費用の小計のうち以下に該当するものである。

- (a) 企業が財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用している。
- (b) 企業が企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝える。かつ、
- (c) 第 118 項[経営者が定義した業績指標ではない収益及び費用の小計のリスト]に列挙されておらず、IFRS 会計基準書によって表示又は開示が具体的に要求されていない。」

委員会は、仮想の収益及び費用を含む業績指標が IFRS 第 18 号における経営者が定義した業績指標の定義を満たし得るかどうかを質問した要望書を受け取った。

事実パターン

要望書は、仮想の収益及び費用を、IFRS 会計基準を適用して企業の財務業績の計算書にこれまで認識されておらず、今後も認識されることのない収益及び費用として記述している。

要望書は、IFRS 第 18 号の第 117 項で言及されているように、そのような仮想の収益及び費用を含む業績指標が次に該当するかどうかを質問している。

(a) 収益及び費用の小計である。

(b) 企業全体の財務業績の一側面を忠実に表現しなければならない。

IFRS 第 18 号の要求事項の適用

収益及び費用の小計

IFRS 第 18 号における経営者が定義した業績指標の定義は、「経営者が定義した業績指標とは、収益及び費用の小計のうち…」と述べている。委員会は、IFRS 第 18 号の第 117 項は、経営者が定義した業績指標である収益及び費用の小計を企業がどのように計算するののかに関する制限を含んでおらず、これには、IFRS 会計基準を適用して企業の財務業績の計算書に認識されておらず、今後も認識されることのない収益及び費用を含めることについての制限がないことが含まれると考えた。

IFRS 第 18 号に付属する結論の根拠の BC357 項は、経営者が定義した業績指標の定義のこの側面に制限を設けないことについての IASB の論拠を説明している。同項は、IASB は、経営者が定義した業績指標である収益及び費用の小計を企業が計算する方法に具体的な制限を設けないことを決定したと説明している。そのような制限は財務諸表利用者が有用と考える指標を企業が開示することを妨げる可能性があるからである。

したがって、委員会は、要望書に記載された仮想の収益及び費用を含む業績指標は、IFRS 第 18 号の第 117 項に従った収益及び費用の小計であると結論を下した。

忠実な表現

忠実な表現を考慮するにあたり、企業は、財務諸表に開示される情報が、その情報が表現しようとしているものを忠実に表現するかどうかを評価する。

IFRS 第 18 号の第 121 項に示されている経営者が定義した業績指標についての開示の目的は、経営者の見解において、経営者が定義した業績指標が伝える財務業績の一側面を、財務諸表利用者が理解するのに役立つための情報を提供することである。したがって、経営者が定義した業績指標について開示される情報が、表現しようとしているものを忠実に表現するかどうかを検討する際に、委員会は、IFRS 第 18 号の第 117 項における「企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方」という語句は、経営者が定義した業績指標が表現しようとしている情報を記述していると考えた。言い換えると、「企業全体の財務業績の一側面」は「経営者の見方」と独立に読

むべきではない。

IFRS 第 18 号に付属する結論の根拠の BC360 項で説明しているように、経営者が定義した業績指標との文脈において、忠実な表現はある指標が「良い」指標なのか「悪い」指標なのかに関する情報を提供しない。

結論

委員会は、要望書に記載されているように、仮想の収益及び費用を含む業績指標は、収益及び費用の小計であり、表現しようとしているもの（すなわち、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方）を忠実に表現できると結論を下した。このような業績指標が IFRS 第 18 号の第 117 項における関連性のある要件のすべてを満たすと仮定すると、企業は当該経営者が定義した業績指標に関する情報を財務諸表において開示することになる。

結論

委員会は、IFRS 第 18 号における諸原則及び要求事項は、仮想の収益及び費用を含む業績指標が、経営者が定義した業績指標の定義を満たし得るかどうかを企業が判断するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この要望書に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと [決定した]。

以 上